新婚世帯の家賃を助成します!

市では、市内の民間賃貸住宅(戸建て・アパート等)に居住する新婚世帯に対して、家賃の一部を助成します。

# 【対象者】

平成27年4月1日以後に婚姻し、初めて申請する日が婚姻日から1年以内で、次の要件すべてに該当する新婚世帯

### 【要件】

- ・夫婦のいずれか一方が民間賃貸住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結していること
- ・夫婦ともに市内の民間賃貸住宅の所在地に住民登録を行い、現に居住していること
- ・市内に住宅を所有していないこと
- ・市税等の滞納がないこと
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと
- ・家賃の滞納がないこと
- ・暴力団員でないこと

## 【助成金額】

・助成金の額は、実質家賃負担額(毎月の家賃から住宅手当を除いた額)の2分の1以内とし、 基本的に上限を月額10,000円とします。

※夫婦ともに市外からの転入の場合は上限 14,000 円 (月額)、夫婦のいずれかが市外からの 転入の場合は上限 12,000 円 (月額)

※助成金は、交付を申請した月から当該年度の3月までの分を一括して交付します。

## 【助成期間】

最長36月間

※助成金の交付を初めて申請した月からの期間

#### 【申請方法】

申請書を記入のうえ、必要書類を添付して、えびの市役所企画課定住対策係に提出してください。

※申請書は企画課でお受け取りになるか、市公式ホームページ (<a href="http://www.city.ebino.lg.jp/">http://www.city.ebino.lg.jp/</a>) からダウンロードしてください。

# 【必要書類】

- ①戸籍謄本
- ②住民票謄本
- ③市税等の滞納がないことを証する書類
- ④賃貸借契約書の写し
- ⑤住宅手当支給証明書

#### 【申請期間】

随時受け付けます。

## お問合わせ先

えびの市役所 企画課 定住対策係 電話 0984-35-1111 (内線 321)